平成２１年（フ）第９１５９号
大阪市東住吉区南田辺３丁目25番18―210号
債務者　石井　直美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２６２号
大阪府寝屋川市点野３丁目５番35号
債務者　下田　則子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４２６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目15番21号
債務者　井上　和博
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５３１号
大阪府吹田市津雲台４丁目７－２　介護老人保健施設つくも、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄５丁目26番19―704号　塩川方
債務者　辻岡　里枝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５５５号
大阪市西成区南津守７丁目12番10号
債務者　吉武真由美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２９号
大阪府門真市常盤町４番11号
債務者　盛永　美和
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６６８号
大阪府大東市灰塚４丁目10番13号
債務者　大東　一喜
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３３号
大阪市城東区鴫野西５丁目18番40―1104号
債務者　小西美佐子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５３号
大阪府東大阪市末広町16番19号
債務者　寺島　瑞恵
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５５号
大阪府枚方市宮之阪３丁目29番20号
債務者　乾　　英樹
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６６号
大阪府茨木市東太田３丁目５番Ｂ―209号
債務者　北平　友子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７７４号
大阪府四條畷市大字清瀧533番地の１　コンフォート清滝205
債務者　山田　雅一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８１２号
大阪府東大阪市南荘町12番31―502号
債務者　新谷　信吾
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８１４号
大阪市生野区中川６丁目10番19号　永松福子方、住民票上の住所大阪市生野区勝山北５丁目６番18号
債務者　宮西　成一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８１７号
大阪府枚方市星丘３丁目５番10―403号
債務者　齋藤　　節（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２５号
大阪府寝屋川市池田２丁目11―19　コーポ池田Ｂ203、住民票上の住所大阪府守口市佐太中町３丁目13番22―607号
債務者　下平　松雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８３４号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番19―1006号
債務者　藤掛　真人
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部